なみおか未来創造会議 規約

(名称)

第1条 本会は、なみおか未来創造会議(以下「本会」という。)と称する。

(区域)

第2条 本会の対象区域は、青森市浪岡の区域とする。

(目的)

第3条 本会は、地域住民・団体の参画と、相互の交流・連携により、地域力を最大限に発揮できる、豊かで活力ある住みよい地域づくりを目的とする。

(活動)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
 - (1) 地域の課題解決や資源の利活用に関すること
 - (2) 地域の要望や意見の集約、要望書の提出
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は、浪岡区域を活動範囲とする各種活動団体及び区域内に居住する住民(本会の活動に賛同し、協力・支援できる区域外の個人又は各種活動団体・企業を含む) で入会の登録をしたものとする。

(事務所)

第6条 本会の事務所は、事務局長の住所に置く。

(役員)

- 第7条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 監事 2名
- 2 役員は、総会において、会員の中から互選により選任する。
- 3 監事は他の役員と兼ねることができない。

(役員の任務)

- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その任務を代行する。
- 3 理事は、会務及び事業の執行に当たる。
- 4 事務局長は、文書の収受、発送、記録等会務の処理に当たる。
- 5 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 6 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 役員等に欠員が生じた場合、必要に応じてこれを補充できるものとし、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

- 第10条 本会に部会を置くことができる。
- 2 部会の部会長は、役員会の承認を経て、会員の中から会長が指名する。
- 3 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第11条 本会に事務局員を置くことができる。
- 2 事務局員は、役員会の承認を経て、会員の中から会長が指名する。

(会議の種類)

- 第12条 本会の会議は、総会及び役員会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の開催)

- 第13条 通常総会は、年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げるときに、会長が招集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会員の3分の1以上の請求があったとき
- 3 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

(会議の構成)

- 第14条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(総会の機能)

- 第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。
 - (1) 地域計画の策定、改廃に関する事項
 - (2) 事業計画及び予算に関する事項
 - (3) 事業報告及び決算に関する事項
 - (4) 役員の選任に関する事項
 - (5) 規約の改正に関する事項
 - (6) その他本会の運営に関する重要事項

(役員会の機能)

- 第16条 役員会は、次に掲げる事項を審議し議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 本会の目的達成のための具体的活動(取組)に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議決)

- 第17条 総会並びに役員会の議事は、出席者の過半数をもって決議する。
- 2 前項において同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第18条 本会の運営に関する経費は、青森市からの助成金の他、本会の趣旨に賛同する個人及び団体等の賛助金・寄付金・補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第20条 会計監査は、会計年度終了後に行い、総会に報告する。

(細則)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項等に関しては、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年12月25日から施行する。

(役員の任期)

2 令和3年12月25日開催の総会において決議された役員の任期は、第9条の規定に かかわらず、令和3年12月25日から令和5年度通常総会までとする。

(会計年度)

3 令和3年度の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、令和3年12月25日から令和4年3月31日までとする。